

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に関する評価基準について

1. 対象工事

名古屋港管理組合が発注し、令和6年4月1日以降に完了する工事とする。

2. 評価基準

受注者が次表の評価対象項目を達成したことを確認できた場合、工事成績評定の「5. 創意工夫」において評価する。

評価対象項目	判断基準
① 事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）
② CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出
③ 技能者登録	1名以上
④ 現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録
⑤ 現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする

3. 実施状況の確認方法

受注者は、工事完了時に、CCUS 活用状況を確認できる資料を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）等
技能者登録	
管理者ID（現場管理者）登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置（利用状況）	就業履歴一覧（月別カレンダー）等

4. その他

CCUS に係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

【用語の定義】

下 請：建設業法第2条第5項に規定する下請負人
技 能 者：請事業者及び下請事業者の現場従事者
事 業 者 登 録：CCUS に事業者を登録すること
技 能 者 登 録：CCUS に技能者を登録すること
管理者 ID（現場管理者）登録：元請負事業者が CCUS に現場管理者を登録すること
カ ー ド リ ー ダ ー：CCUS に対応した IC カードリーダー